

2008年9月4日

大阪労働局長 桑島靖夫 殿

(団体名)
(代表者)
(住所)

大阪府最低賃金の改正決定に関する異議申出書

平成20年8月22日付け「大阪府最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申出を行い、再調査・審議を求めます。

記

1. 大阪府最低賃金を、最賃法第4条にもとづき、月額・日額表示も行なうこととし、最低でも月額20万円以上に引き上げること。日額は10,000円、時間額は1,400円に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立し、金額は月額15万円、日額7,400円、時間額1,000円とすること。
3. 審議を公開開催し、再調査と審議をおこなうこと。

【理由】

大阪府最低賃金審議会は、本年の大阪府最低賃金金額を17円引き上げ時間額748円の答申を行ったが、7月に施行された最低賃金法9条3項の「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」を意図的にねじ曲げ17円引き上げを答申した。

しかも、2年以内に34円格差を解消することが適当として、来年の改定にまで、中央審議会に習って答申を行なったことは見逃せない。貧困と格差の是正のために、世界各国は平均賃金の50%めざし改善を続け、主要国では軒並み時間額1000円を越している現状にあって、世界で恥ずべき低水準と歪めた「整合性に配慮する」趣旨を答申したことは、歴史的失当となろう。

別紙1「大阪府最低賃金と生活保護費との比較について」において、生活保護費を114,812円としているが、住宅扶助費は「補足性の原則」にのっとり基準額である42,000円を根拠にすることが整合性である。また、「1箇月平均法定労働時間数」173.8時間は実態と大きくかけ離れ、残業時間を含む水準のものである。毎月勤労統計調査地方報告平成19年平均結果速報によれば、大阪の事業規模5人以上では所定内労働時間は139.1時間である。明らかに、法定労働時間数を用いる意図は、限りなく生活保護との格差を小さく見せるためであると言える。さらには、消費比率係数0.864には根拠が示されておらず、真実は0.814である。

以上の点を訂正して、比較するならば格差は403円以上となる。2年でというならば、本年は192円引き上げ923円と答申すべきであった。

原油・資材高騰が中小企業経営に甚大な影響を与えている。投機マネーの規制を行ない新自由主義の経済運営を、内需拡大など実態経済の改善が緊急に求められているが、最低賃金を時間額1000円以上に引き上げてこそ、地域経済を立て直せると確信している。

よって、上記要求金額にそって再審議をおこなうべきであることを強く主張し、異議申請する。